# 「第三次薬物乱用防止五か年戦略 (薬物乱用防止戦略加速化プラン)」 フォローアップの概要

平成23年8月29日薬物乱用対策推進会議

## ■ [情 勢]

- 平成22年中の薬物事犯の検挙人員は14,965人(-452人/-2.9%)、うち覚醒剤 事犯の検挙人員は12,200人(+327人/+2.8%)と増加、大麻事犯の検挙人員は2, 367人(-720人/-23.3%)と減少
- 平成22年中の覚醒剤押収量310.7kg (-58.8kg/-15.9%)、乾燥大麻押収量181.7kg (-25.7kg/-12.4%) と共に減少
- 平成22年中の少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員は2,642人(前年比-50人/-1.9%)、少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員は1,396人(-484人/-25.7%)と共に減少

## ■フォローアップの概要

(◎は薬物乱用防止戦略加速化プランに基づくもの)

### ■ 目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

- 〇 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が学校の薬物乱用防止 教室等に講師として赴き、薬物乱用防止に関する講演を行った。〔警察・厚労 ・文科・財務〕
- ◎ 薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集し、文部科学省のホームページで各都道府県等の教育委員会等へ情報を提供するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努めた。(実施率69.3%/+7.1%) [文科]
- ◎ 全国での街頭キャンペーン、主要6都市における薬物乱用防止運動の実施、薬物 乱用防止キャラバンカーの巡回、イベント会場等における薬物乱用防止広報車の活 用、ホームページその他各種媒体を通じた広報活動の展開等により薬物乱用防止 に関する正しい知識の普及を図った。[厚労・警察・内閣府]
- ◎ 従来の広報啓発活動に加え、暴力団排除関連ネットワーク等多様なネットワーク を活用した薬物規範意識の醸成及び官民連携による薬物乱用防止活動の推進強 化により、薬物乱用を拒絶する気運の醸成を図った。〔警察〕

### ■ 目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

- 麻薬中毒者相談員、保護司、麻薬取締官、都道府県麻薬取締員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」等の開催や民間団体等との連携強化等により再乱用防止対策を推進した。〔厚労・法務・警察・内閣府〕
- ◎ 即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者等に関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを配布するなど、薬物再乱用防止の取組を強化した。〔警察〕
- 刑事施設における薬物依存離脱指導の更なる充実強化を図るため、外部専門 家の協力を得て認知行動療法の手法を取り入れた薬物依存回復プログラムを開 発し、指定庁において試行を開始した。[法務]
- ◎ 「地域依存症対策推進モデル事業」(平成21年度開始)に関し、地域における効果的な薬物依存症対策等を積極的に推進した。〔厚労〕

## ■ 目標3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

- 末端乱用者及び密売人等に対する徹底した突き上げ、掘り下げ捜査等から薬物密売組織の実態を解明し、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施した。〔警察・厚労〕
- 〇 平成22年中、組織的な薬物密売事犯8事件において、傍受令状31件の発付を 得て通信傍受を実施し、合計47人の密売人等を逮捕した。〔警察・法務・厚労〕

- 〇 平成22年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を46人、 同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を328人にそれぞれ適用し、言 い渡された没収・追徴額の合計は約14億2,019万円に上った。〔法務〕
- ◎ 部門の枠を超えた取締りの強化及び官民連携によるサイト管理者等に対する 対策の強化により、サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶に向けた取組を推 進した。〔警察〕
- ◎ インターネットを利用した薬物密売事犯に対する監視体制を強化して情報を 一元管理することにより、効果的にインターネット事犯を摘発するとともに、 医療用に使用される麻薬、向精神薬等の不正流出を防止するため、医療機関等 への立入検査を実施するなど医療機関等の指導監督を徹底した。〔厚労〕

## ■ 目標4 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

- 〇 「国連麻薬委員会」、「世界税関機構監視委員会」等の国際会議において、各 国における薬物取締状況の把握、薬物等の密輸動向及び取締対策に関する意見 交換を積極的に行った。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 密輸出入取締対策会議等における意見・情報交換により、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図るなど、いわゆる「運び屋」方式等により多様化する密輸ルートの解明のための関係機関の連携強化を促進した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- ◎ 広範な実態解明・内偵捜査、密輸関連情報の集約・分析・共有の促進等により、薬物密輸事犯への対処を推進した。〔警察〕
- 〇 平成22年中、関係機関合同で薬物密輸入事犯に対するコントロールド・デリ バリーを32件実施する等、多くの密輸事犯を摘発するとともに、密輸密売組織 を解明し、その構成員を検挙した。[警察・財務・厚労・海保]
- 外国船舶に対する立入検査・調査をはじめ、洋上における薬物の不正取引阻止のため、巡視船艇・航空機や監視艇を活用し、監視取締等の水際対策を重点的に実施した。〔財務・海保〕

## ■ [需要の根絶に向けた主な課題]

### ● <若年層対策>

平成22年7月の「加速化プラン」等に一定の効果があり、同年中の「覚醒剤及び大麻事犯における検挙人員(少年及び20歳代)」は534人減少して4,038人であったものの、依然若年層に、従来の施策が十分浸透しておらず、彼らが危険性を理解せず薬物の誘惑に抗し切れていない状況が認められる。

これを打開するため、次のような「若年層対策」を更に推進すべきである。

- ① 小・中・高における薬物乱用防止教室の実施率の向上
- ② 若年層への直接的な働き掛けを強化するため、大学、専門学校等を含む地域のネットワークを活用した啓発活動の徹底

#### ● 〈依存症者対策〉

平成22年中の覚醒剤事犯再犯者率は59.1% (12,200人中7,206人)で年々増加している。「加速化プラン」等による初犯者率の減少も一因と考えられるが、従来の施策が薬物依存症者に対しては不十分であり、再乱用が断ち切れていない状況にあると認められる。

これを解決すべく、次のような「依存症者対策」を強力に推進すべきである。

- ① 依存症者本人、家族等具体的事情に応じたきめ細やかな再乱用防止プログラムの開発と確実な推進
- ② 民間自助団体等との連携による刑事施設内外における依存離脱対策の強化